

高額療養費の自己負担限度額が 1月の診療分から変わります

平成27年1月診療分から、高額療養費の自己負担限度額が変わります。収入によっては医療費の負担に影響しますので、確認しておきましょう。

| 平成26年12月診療分まで | | | 平成27年1月診療分から | | |
|-------------------|----------------|---------|-------------------|----------------|----------|
| 所得区分 (標準報酬月額) | 1カ月の 限度額の目安 | 多数該当 | 所得区分 (標準報酬月額) | 1カ月の 限度額の目安 | 多数該当 |
| 上位 (53万円以上) | 150,000円 | 83,400円 | 83万円以上 | 252,600円 | 140,100円 |
| 一般 (53万円未満) | 80,100円 | 44,400円 | 53万円 ～ 79万円 | 167,400円 | 93,000円 |
| 低所得者 (住民税非課税等) | 35,400円 | 24,600円 | 28万円 ～ 50万円 | 80,100円 | 44,400円 |
| | | | 26万円以下 | 57,600円 | 44,400円 |
| | | | 低所得者 (住民税非課税等) | 35,400円 | 24,600円 |



標準報酬月額
によって
違うのかー。

70歳～75歳未満の方の
変更はありません。

所得区分が細分化され
5つの区分に分かれます。

世帯で合算できる額
(21,000円以上が対象)は
変わりません。

※適用されるのは同じ医療機関で1人1ヵ月ごと・診療科別(医科・歯科)ごととなります。

限度額適用認定証を活用しましょう

医療機関の窓口へ「限度額適用認定証」を提示すれば、入院・外来の支払いが自己負担限度額までになります。自己負担限度額を超えた場合、高額療養費の払い戻しには時間がかかりますので、高額を支払いが考えられるときには、ぜひ活用しましょう。

認定証の発行を受けるには、窓口での支払いの前に健保組合に申請が必要です。

